

# 社会福祉法人やまねっと

## 2023年度（令和5年度）事業計画

はじめに

2020年1月より始まった新型コロナウイルスの感染拡大も3年がすぎ、日本においても任意のマスク着用や5類への移行等、以前の生活に近い形にもどりつつあります。やまねっとにおいては、利用者、職員合わせて68名の陽性者が出ました（令和2年2月1日～令和5年2月28日の間）。障害をもち、基礎疾患のある利用者も多いことから、当面職員・利用者とも事業所内ではマスクの着用を続けることとしています。

高齢化の進む日本ですが、障がい福祉サービスのご利用者にも、成人病、運動機能の低下、認知症等々、様々な身体機能の変化、低下が多くなっていきます。2023年度は、生活介護でこうした課題へ対応すべくプログラムの見直し・充実を図っていくことに重点をおいていきます。またグループホームにおいても、今後、通院、日中事業所の通所利用の減等も増えていくため、こちらの対応も考えていく必要があります。

祝祭日を原則開所日とし、今年は253日の開所を予定しています。しかしながら収支はあいかわらず厳しい状況が続き、利用者減の中、新規利用者は1。またグループホームの収支も課題多く、改善を要します。

本年度の事業計画は、旅行・行事等につきましては、例年通り計画をさせていただきました。感染拡大を起こさぬよう、国のガイドラインに沿いつつ、基本的な感染防止対策を行ってまいりたいと思いません。

社会福祉法人になり、まる10年が経過しました。本年度もご家族、地域の皆様、その他関係各位の皆様のご協力をいただきながら、障がいのある方たちが、地域で働き、遊び、暮らしていく、そういったあたりまえの生活がおくれるよう支援をしてまいります。

### 1. 目的

障がいのある人たちの地域生活を支えることを目的とし指定障害福祉サービス事業所を運営します。障がいがあっても地域の中で、楽しく、安心して利用できる事業所運営を目指します。また、地域の中で長く暮らせるよう生活の場を整備していきます。

### 2. 基本方針

当法人が運営する指定障害福祉サービス事業所ならびに当法人の行う事業は、以下の5つの基本方針に沿って運営します。

- (1)障がいのある人も、地域で働き、学び、暮らしていけるよう支援します。
- (2)障がいのある人の主体性を大切にします。
- (3)利用者・家族とのコミュニケーションを大切にします。
- (4)地域社会に開かれた施設をめざします。
- (5)地域の資源やネットワークを大切にします。

### 3. 重点目標

今年度は下記の項目に重点を置き活動します。

- (1) 生活介護プログラムの見直し・整備  
成人病、運動機能の低下、認知症等々、様々な身体機能の低下等に対応をしていくため、生活介護プログラムの検討・見直しを図ります。
- (2) 緩和に対応しつつ、事業所での新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。

### 4. 評議員会および理事会等

#### (1)評議員会

定時として毎会計年度終了後3箇月以内、および3月に開催します。  
その他必要に応じて開催します。

#### (2)理事会

定時として5月、11月、3月に開催します。  
その他必要に応じて開催します。

### (3) 運営協議会

地域関係者・利用者・家族等から意見を聴取し、法人運営に反映させます。

## 5. 事業の概要

- ・大和福田作業所 大和市渋谷2-4-3 定員20名  
生活介護
- ・大和泉の森作業所 大和市桜森3-4-2 定員20名  
生活介護
- ・大和みつば作業所 大和市深見西7-4-10 定員20名  
生活介護
- ・大和すずな作業所 大和市下鶴間1738-6 定員20名  
生活介護(定員10名) 就労継続支援B型(定員10名)
- ・大和さくら作業所 大和市柳橋1-7-6 定員20名  
就労継続支援B型
- ・大和つきみの作業所 大和市中央林間8-13-2 定員20名  
就労継続支援B型
- ・やまねっとほむ林間Ⅰ・Ⅱ 大和市林間1-16-14 定員10名  
共同生活援助
- ・やまねっとほむ桜ヶ丘Ⅰ・Ⅱ 大和市福田2587-1 定員10名  
共同生活援助
- ・やまねっとほむ上草柳Ⅰ・Ⅱ 大和市上草柳6-12-24 定員10名  
共同生活援助
- ・やまねっと計画相談支援室 大和市桜森3-4-2

## 6. 委員会活動

### (1) 広報委員会

広報誌・HP等を通し、やまねっとの活動を伝えます。

ア 広報誌「やまねっと通信」を年3回発行します

イ ホームページを随時更新します。

### (2) 研修委員会

職員の支援力の向上を図る研修を企画・開催します。

ア 法人内研修

人権研修等、法人独自の研修を行います。

イ 新任研修

入社3か月までに研修を行います。

ウ Dr.猪俣カンファレンス

年2回実施し、各事業所のケース検討を行います。

エ その他必要に応じ、外部の研修に参加します。

### (3) 虐待防止委員会

虐待防止・ひやりはっと報告や事故報告の検証等幅広く諮問し、虐待防止に向け提言していきます。虐待の疑いが発生した場合は、迅速に対処するとともに、再発防止に向けて対策をたてます。

### (4) 衛生委員会

感染症、食中毒等衛生面の啓発活動を行います。また他の委員会とも協力し、衛生の研修等を企画します。

## 7. 会議

### (1) 所長会議

原則毎月第1水曜日および第3火曜日に開催します。

事業の進捗状況や各事業所からの報告・情報交換等を行います。

### (2) サービス管理責任者会議

必要に応じ、招集をします。

よりよい個別支援計画策定に向け、学習を積み上げ、レベルアップを図ります。

障がい福祉施策、支援技術に関する情報交換を行います。

8. 苦情解決

法人の苦情対応規程に基づき、利用者等からの苦情について適切に対応します。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。